

第4章

計画の推進

- 1 総合的な推進体制
- 2 それいゆぷらざ（女性センター）による男女平等の推進
- 3 市民・関係機関との連携
- 4 進行管理
- 5 指標・数値目標一覧表
- 6 男女平等・共同参画のためのポジティブ・アクション

1 総合的な推進体制

(1) 朝霞市庁内男女平等推進指針*の推進

職員一人一人の男女平等意識の向上を促し、男女が平等な職場環境をめざすなど、市役所から率先して男女平等に取り組みます。

(2) 朝霞市特定事業主行動計画(職員の子育て支援・女性活躍応援プラン)の推進

女性職員の活躍推進に向けた人材育成や職場環境の形成に積極的に取り組むため、職員一人一人が性別によらず持てる能力を最大限に発揮できる職場環境づくりと、職員のワーク・ライフ・バランス* (仕事と生活の調和) を推進します。

(3) 朝霞市男女平等推進庁内連絡会議を中心とした全庁的な推進

幅広い分野にわたる男女平等の推進に向け、関係各課が連携しながら、総合的かつ計画的に施策を推進することができるよう、企画・調整や進行管理を行います。

(4) 男女平等推進審議会*の意見の反映

男女平等の推進に関する施策等についての重要事項を審議します。また審議した結果や、計画の進捗状況の評価等の意見を施策に反映します。

(5) 朝霞市DV*対策関係機関ネットワーク会議を中心とした被害者支援の推進

DVの防止並びにその被害者の保護及び自立支援に関する対策について関係する機関が連携し、総合的に推進します。

(6) 男女平等苦情処理委員*の設置

男女平等の推進を阻害する要因による人権侵害や社会的な慣行等による差別的取扱いを受けた方からの申出を適切かつ迅速に処理するために設置しています。

苦情処理委員リーフレット



2 それいゆぷらざ（女性センター）による男女平等の推進

男女平等社会の実現に向けて総合的に施策を推進する拠点施設として、情報収集・提供、相談、学習機会の提供等の各種事業を行うとともに、市民や事業所等への支援に取り組むなど男女平等の推進に努めていきます。

3 市民・関係機関との連携

（1）市民・関係団体との連携強化

市民・関係団体の自主的な活動を支援するとともに、計画の推進に当たっては、市民・関係団体と連携して取り組みます。

（2）男女平等推進事業企画・運営協力員等との連携

セミナーの企画や広報あさかの記事の作成などに当たり、「男女平等推進事業企画・運営協力員等*」の市民が主体となって事業に取り組み、効果的な運営を行っていきます。

（3）関係機関との連携

国・県、その他関係する機関と連携しながら、DV*の防止や被害者支援などの施策を推進します。

4 進行管理

「朝霞市男女平等推進条例*」（第11条）の規定に基づく「男女平等推進事業評価」において、基本計画の指標・数値目標の達成に向け、実施した施策の成果に焦点を当て評価を行い、その評価を施策に反映させていきます。また、実施状況等について年次報告書を作成し、広く公表します。

*男女平等推進事業企画・運営協力員等…本市における男女平等推進事業の実施に当たり、地域人材の活用を図り、行政と協働して効果的な事業を推進し、男女平等推進に関する市の事業の企画・運営を行う。なお、男女平等推進事業企画・運営協力員、男女平等推進情報「そよかぜ」企画・編集協力員、あさか女（ひと）と男（ひと）セミナー企画・運営協力員が推進している。

5 指標・数値目標一覧表

施策目標	施策の方向	指 標	数値目標			評価資料
			当初値 (H26)	現状値 (R元)	目標値 (R7)	
1 男女平等の意識の浸透	1-1 男女平等の現状把握と将来像の提案	「社会通念・慣習・しきたりなどで男女の地位は平等である」とする市民の割合	8.1%	8.0%	20%	市民意識調査
	1-2 家庭・地域・学校における男女平等の推進	「家庭生活の中で男女の地位は平等である」とする市民の割合	27.6%	23.0%	35%	市民意識調査
2 自己実現へ向けた学習機会の充実	2-1 多様なライフコース選択の情報と機会の提供	「あさか男女（ひと）の輪サイト」をよく知っている市民の割合	3.4%	4.1%	20%	市民意識調査
	2-2 能力の開発と活動の支援	能力開発支援に関わる制度・機会を知っている女性（20～50代）の割合	11.5%	7.1%	20%	市民意識調査
3 多様性の尊重と理解促進	3-1 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重に向けた理解促進	「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）*」をよく知っている市民の割合	2.4%	5.0%	20%	市民意識調査
	3-2 性的指向・性自認(SOGI)*等に配慮した啓発の推進	★「SOGI」という言葉を正しく理解している市民の割合	—	14.3%	20%	市民意識調査
4 異性間やパートナーからの暴力の根絶	4-1 意識の啓発と情報の提供及び未然防止	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法*）」を知っている市民の割合	86.1%	87.6%	100%	市民意識調査
	4-2 相談体制の充実	市のDV相談*（配偶者暴力相談支援センター）を知っている市民の割合	33.4%	27.4%	70%	市民意識調査
5 女性の職業生活における活躍の推進	5-1 政策・方針の立案や決定過程への男女共同参画の推進	★市職員の女性管理職員の割合	17.0%	20.7%	25%	朝霞市男女平等推進年次報告書
		各審議会等での女性委員登用率が30%以上の審議会等の割合	47.2%	47.3%	70%	朝霞市男女平等推進年次報告書
6 地域団体や事業所における男女共同参画の推進	6-1 仕事と家庭・地域活動との両立支援	「ワーク・ライフ・バランス*（仕事と生活の調和）」をよく知っている市民の割合	25.5%	38.7%	50%	市民意識調査
	6-2 地域活動や自主防災組織等における男女共同参画の推進	★自治会や町内会の活動に参加している人の割合	21.0%	18.3%	25%	市民意識調査

※1 上記は本計画「施策の方向」説明部分の最下段に掲載されている指標を一覧表として再掲したものを。

※2 ★が付いている指標については、後期計画の策定に伴い新たに目標設定したものを。

※3 太枠で囲んだ部分は、「男女共同参画のためのポジティブ・アクション*」（次項参照）として目標設定したものを。

6 男女平等・共同参画のためのポジティブ・アクション

ポジティブ・アクション

ポジティブ・アクション（積極的改善措置）*とは、女性の能力を発揮するために、男女に均等な機会を提供する取組です。

「第2次朝霞市男女平等推進行動計画*後期基本計画」では、「様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において男女のいずれかの一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくもの」と定義しています。

国や市の取組

国では、男女共同参画社会の実現に向け、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度となるよう期待」し2003年に目標設定しました。女性の参画を拡大する最も効果的な施策の1つであるポジティブ・アクションを推進し、関係機関への情報提供・働きかけ・連携を行ってきましたが、全体の30%の水準に到達しそうとは言えない状況であることから、2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるようめざして取組を進めています。

さらに、2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りが少ないような社会となることをめざしています。

市では、「特定事業主行動計画」を策定し、女性管理職への登用や審議会等の男女委員比率の均整化など、男女間の格差を改善するための目標を掲げ取り組んでいます。

5-1 政策・方針の立案や決定過程への男女共同参画の推進

指 標	数値目標			評価資料
	当初値(H26)	現状値(R元)	目標値(R7)	
市職員の女性管理職員の割合	17.0% (H27.4 現在)	20.7% (R2.4 現在)	※ 25%	朝霞市男女平等推進行動計画年次報告書
各審議会等での女性委員登用率が30%以上の審議会等の割合	47.2% (H27.3 現在)	47.3% (R2.3 現在)	70%	

※「朝霞市特定事業主行動計画」に基づく

* ポジティブ・アクション（積極的改善措置）…一般的には、社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のこと。例えば、女性が少ない場合、女性枠数を設けて、人事を行う等。

